

建設業法違反事例について

鳥取県
県土整備部 県土総務課
令和5年12月

鳥取県で実施している調査

- ・鳥取県建設工事下請取引等点検調査

県が発注する建設工事に係る下請取引等について、取引状況を調査し、改善の指導を行う。

- ・鳥取県建設工事施工体制調査

県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導を行う。

- ・技能労働者の賃金水準等詳細調査

県が発注する建設工事に従事する元請下請業者の労働者の賃金水準の現状を把握する。

鳥取県建設工事下請取引等点検調査

- 県発注建設工事に係る下請取引等について、取引状況を調査し、改善の指導を行う

調査項目

- (1) 下請代金の見積・決定
 - (2) 下請契約の締結
 - (3) 追加・変更契約
 - (4) 検査・引渡し
 - (5) 下請代金の支払（受取）
 - (6) 建設業退職金共済証紙の配付（受領）
-
- 委託事業者 一般財団法人 鳥取県建設技術センター

不適切な事例①

項目	内容	根拠規定	R4	R3
見積条件の提示	<ul style="list-style-type: none"> ○工事種別ごとの労務費、材料費等の経費の内訳を明示させず、一式で作成している。 ○法定福利費の内訳明示を見積条件に記載していない。 	<p>工事内容に応じ、工事種別ごとに材料費、労務費、法定福利費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めること。</p> <p>○建設業法第20条第1項</p>	1	3
見積条件の提示	<ul style="list-style-type: none"> ○見積依頼を口頭で行い、書面による提示を行っていない。 ○見積依頼の際、記載しなければならない提示事項を満たした書面を提示していない。 	<p>見積条件の提示に当たっては、下請契約の具体的内容(法19条第1項第1号及び第3号から第15号までに掲げる事項)を提示することが必要。</p> <p>○建設業法第20条第3項</p>	3	4
法定福利費を内訳明示した見積書(契約書)	<ul style="list-style-type: none"> ○見積書(契約書)に法定福利の内訳が明示されず、全体金額に含んでいる。 	<p>法定福利費を内訳明示した標準見積書を活用することにより、法定福利費を必要経費として適正に確保しなければならない。</p> <p>○建設業法第19条の3</p>	0	1
契約書で定めている条項不足	<ul style="list-style-type: none"> ○契約書面に記載しなければならない一定の事項が不足していた。 	<p>契約書面には、建設業法で定める15の事項及び「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」で定める事項を記載することが必要</p> <p>○建設業法第19条第1項</p>	40	22

不適切な事例②

項目	内容	根拠規定	R4	R3
追加・変更契約の締結、時期	○追加工事が発生し契約内容に変更が生じたが、口頭指示のみで、請求書による精算が行われている。	当初契約の内容を変更するときは、追加工事董の着工前に書面による追加・変更契約を行うこと。 ○建設業法第19条第2項	5	11
下請代金の支払い	○発注者からの支払い後、下請業者への支払いが1か月を超えている。 ○特定建設業者で、下請負人への支払いが、引渡申出があった日から起算して50日を超えている。	元請負人が注文者から請負代金の出来高部分又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、それに相応する下請代金を一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。 ○建設業法第24条の3 特定建設業者が注文者となった下請契約における下請代金の支払期日は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万以上の法人は除く。)から引渡しの申し出があった日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。 ○建設業法第24条の5	3	2

不適切な事例③

項目	内容	根拠規定	R4	R3
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の非掲示	○施工体系図等が掲示されていない。	建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、当該工事現場に掲げなければならない。 ○建設業法24条の8 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、建設業の名称、その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 ○建設業法第40条	0	11
施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票等の内容不備	○標識等の掲載内容に不備がある。		11	10
施工体制台帳等の提出	○提出時期が期限超過している。	元請負人は、県に対して、下請契約締結の日の翌日から起算して20日以内に施工体制台帳及び施工体系図を提出すること。 ○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針第7条第5号	1	1

●●工事

項目	貴社回答	指導事項	指導内容	根拠法令等
3 下請契約の締結について				
(2) 契約書で定めている条項		11、14 不足 (4条項 なし)	<p>請負契約書に記載すべき事項は、下記の16事項となりますが、単にこれらの事項を規定すればよいというわけではなく、各々の対等な立場における合意に基づいて公正に定めなければなりません。</p> <p>※建設業法及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針で定める一定の重要事項</p> <p>①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 ⑤請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 ⑥当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑧価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期 ⑫工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法 ⑬工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>⑮契約に関する紛争の解決方法 ⑯鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号鳥取県県土整備部長通知)第7条第3号の規定に基づく別表2又は別表3に掲げる条項</p>	<p>○建設業法第19条第1項 ○建設業法令遵守ガイドライン ○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針第7条第3号</p>

県土総務課

現在の位置：鳥取県の県土整備→県土総務課→下請契約等適正化指針等

県土総務課

- 窓口・連絡先
- 所在地・アクセス
- リンク集

測量等業務関係

- 業者選定等
- 測量等業務共通仕様書
- 測量等業務監督業務・検査要綱等
- CALS/EC関係

公共工事関連情報

- 建設業・経営事項審査等
- 入札参加資格申請
- 電子入札
- 格付関係
- 関係様式集
- 県土総務課からの照会事項
- 入札制度の見直しについて
- 下請契約等適正化指針等
- 入札・契約要綱要領集
- 入札の手続について
- 応援します！建設業の担い手確保・育成
- 建設工事従事者の安全及

下請契約等適正化指針等

建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A(国土交通省中国地方整備局)







国土交通省へのリンク（令和5年7月版）

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/shidou/qa/kensetu.html>

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/pdf/R0507qa.pdf>

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針について

建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手の確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めた「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を制定（適用時期 平成27年4月1日以降に調達公告を行う工事から）しました。

- 指針案の概要(PDF195KB) 別添のとおり>>> 
- 指針>>> [鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針 \(pdf:168KB\)](#)
- （第5条関係）受注者発議用「工事に関する承諾・協議書」>>> [工事関係様式集](#)
- （第6条関係）保険未加入者選定報告書（Word84KB）>>> 
- （第7条関係）建設工事標準下請契約約款（追加条項を追加した例）
（Word100KB）別表2版>>>  （県から直接請け負った元請人が下請契約を締結する場合）
- （第7条関係）建設工事標準下請契約約款（追加条項を追加した例）
（Word100KB）別表3版>>>  （下請負人が元請人として下請契約を締結する場合）
- （第7条関係）下請契約遵守事項報告書様式（Word35KB）>>> 改正後 
(参考)：改正前(word35KB) 

鳥取県建設工事施工体制調査

県施工現場実態調査員が県が発注する建設工事の施工体制について、その実態を調査し、改善の指導を行う。

調査事項

- ア 下請の使用及び報告状況
- イ 下請契約書の作成状況
- ウ 施工体制台帳等の整備状況
- エ 施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票及び建築確認表示の
掲示状況
- オ 建設業退職金共済標識の掲示、共済証紙の配付状況
- カ 現場代理人の駐在状況
- キ 主任(監理)技術者の業務従事状況
- ク 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針の遵守状況

確認事項	結果	指導事項
1-1 下請業者の使用の有無 ①使用している ②使用していない ③現時点では使用していないが今後使用する見込み		
1-2 下請の回数状況 ①下請の回数は2次(建築一般は3次)を超えていない ②下請の回数は制限を超えているが監督員と協議済 ③口頭指導後に改善 ⑨指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(以下「指針」という。)第5条 ※未協議で回数超えの場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後 ※監督員との協議が整った時点で改善と見なす。
1-3 下請・業務委託の県内業者限定 ①1次及び2次下請とも県内業者である ②県外業者を下請としているが監督員と協議済 ③口頭指導後に改善 ⑨指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	指針第6条、現場説明書3の(3) ※業務委託県内業者限定は1次のみ ※県外業者を未協議使用の改善期限(平成 年 月 日)5日後 ※監督員との協議が整った時点で改善と見なす。
1-4 下請の社会保険等への加入状況 ①下請業者の全てが社会保険等加入業者である ②下請業者に社会保険等未加入者がある(2次下請以下の場合) ③口頭指導後に改善(1次下請の場合) ⑨指導後も未改善(1次下請の場合)	改善状況確認日 年 月 日	指針第6条 ※②の場合は、保険未加入者選定報告を提出させる。 ※未加入者がある場合の改善期限(平成 年 月 日まで)5日後
2-1 元請人の契約書作成状況 ①標準約款を使った個別の契約書 ②基本契約を行った上で、注文書・請書を交換 ③注文書・請書に同じ内容の約款を添付して交換 ④口頭指導後に作成、修正 ⑨指導後も未作成	改善状況確認日 年 月 日	建設業法(以下「業法」という。)第18条・第19条、指針第7条第3号 ※業法上の必須項目及び指針の追加条項がなければ指導 ※未作成の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後
2-2 標準見積書の活用状況 ①契約書に法定福利費が内訳明示されている ②契約書に法定福利費が内訳明示されていない ③②の内、報告書と不整合があり、 口頭指導後に改善 ⑨指導後も未改善	改善状況確認日 年 月 日	指針第7条第2号、下請契約遵守事項報告書(報告書という。)No.6 ※②で報告書No.6が「はい」の場合、標準見積書提出依頼の有無を確認 ※不整合の場合の改善期限(平成 年 月 日)3日後
3-1 施工体制台帳の作成状況 ①作成している ②内容に不備があったが作成している ③口頭指導後に作成、修正 ⑨指導後も未作成	改善状況確認日 年 月 日	業法第24条の7第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第15条 ※②は修正するよう指導 ※未作成、不備の場合の改善期限(平成 年 月 日)5日後

確認事項	結果	指導事項
3-2 施工体系図の掲示状況 ① 掲示している ② 内容に不備があったが掲示している ③ 口頭指導後に掲示、修正 ⑨ 指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	業法第24条の7第4項、入契法第15条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 5日後
3-3 施工体制台帳及び施工体系図の提出状況 ① 期限内に提出している ② 添付書類等の不足又は期限超過があったが提出している ③ 口頭指導後に提出 ⑨ 指導後も未提出	改善状況確認日 年 月 日	入契法第15条、指針第7条第5号 ※②は不足書類の追加提出又は期限内提出を指導 ※未提出の場合の改善期限(平成 年 月 日) 5日後
4-1 建設業許可票の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ① 適正に掲示している ② 内容等に不備があったが掲示している ③ 口頭指導後に掲示、修正 ⑨ 指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	業法第40条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-2 労災保険関係成立票の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ① 適正に掲示している ② 内容に不備があったが掲示している ③ 口頭指導後に掲示、修正 ⑨ 指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
4-3 建築確認表示の掲示状況(縦25cm以上×横35cm以上) ① 適正に掲示している(該当なし) ② 内容に不備があったが掲示している ③ 口頭指導後に掲示、修正 ⑨ 指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	建築基準法第89条 ※②は修正するよう指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-1 建設業退職金共済制度の加入状況、適用事業主現場標識の掲示状況 ① 加入しており、標識を掲示している ② 中退共、清退共、林退共、特退共に加入している ③ 未加入 ④ 口頭指導後に標識を掲示 ⑨ 指導後も未掲示	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(5)の3) ③未加入は、制度の趣旨を説明し加入を指導 ※未掲示の場合の改善期限(平成 年 月 日) 3日後
5-2 建退共の共済証紙配付状況 下請も建退共加入者の場合は、下請への配付も確認 ① 配付しており受払簿で確認できる ② 配付しているが受払簿は未作成 ③ 口頭指導後に配付 ⑨ 指導後も未配付	改善状況確認日 年 月 日	現場説明書 3の(5)の1)、3の(5)の2) ※②は受払簿の作成を指導 ※前月分まで未配付の場合、改善期限(平成 年 月 日)5日後



6-1 現場代理人の常駐状況 ①常駐している ②不在であった ⑨非常駐	1回目 2回目 3回目	業法第19条の2、建設工事請負契約書第10条 ※②, ⑨は監督員と常駐の状況について情報交換・確認 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告
6-2 現場代理人が工事現場の運営及び取締りを行っているか ①している ⑨していない	建設工事請負契約書第10条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告	
7-1 主任技術者(届出された者)の配置確認 ①確認できた(専任を要する者は専任) ⑨確認できない(専任を要するものは不専任)	建設業法第26条 ※⑨場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告	
7-2 主任技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない	建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告	
8-1 監理技術者の専任配置の状況(下請金額3000万円以上※) ①専任している ⑨専任していない	建設業法第26条 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告	
8-2 監理技術者の工事施工の技術上の管理状況 ①管理している ⑨管理していない	建設業法第26条の3 ※⑨の場合、指導要領に基づき速やかに県土総務課へ報告	
8-3 監理技術者資格者証の携帯 ①携帯している ②口頭指導後に携帯 ⑨指導後も不携帯	改善状況確認日 年 月 日	建設業法第26条第5項 ※不携帯の場合、改善期限(平成 年 月 日) 3日後
9-1 女性労働者の環境整備事業対象現場の状況(対象工事のみ) ①女性労働者は従事し、対象物も適切に使用されている ⑨女性労働者は従事していない	補助金交付要綱 ※⑨の場合、速やかに県土総務課へ報告	

技能労働者の賃金水準等詳細調査

県発注工事のうち、受託者が当該工事の一部を第三者に請け負わせた以下の下請工事について、当該県工事に係る設計書の設計金額の当該下請工事に該当する部分と当該下請工事の下請契約金額とを作業手順に基づき対比させる

①とび工事、②型枠工事、③鉄筋工事、④塗装工事、⑤内装工事、⑥県が指示した下請工事

工事	範 囲
とび	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、工作物解体工事
型枠	型枠工事（木製型枠（メタルフォームを含む）の製作・組立て・取付け・解体等）
鉄筋	鉄筋加工組立工事（鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立て、結束等）
塗装	塗装工事、鋼構造物塗装工事、鋼橋塗装、建築塗装
内装	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上げ工事

委託事業者 一般財団法人 鳥取県建設技術センター

賃金水準等詳細調査結果表(イメージ)

(業者名:鳥取建設)

費目・工種・名称	設計書			設計金額 の90%	下請部分			設計金額と の割合 ◎/①(%)	判定
	数量	単価	金額(円)①		数量	単価	金額(円)②		
〇〇工事									
型枠	1		1,306,706	1,176,035	1		1,233,000		
型枠工 鉄筋・無筋構造物	274m ²	4,769	1,306,706	1,176,035	274m ²	4,500	1,233,000	94.4%	○
仮設足場	1		3,240,858	2,916,772	1		2,778,600		
足場工 手摺先行型枠組足場 安全ネット設置	1,263掛m ²	2,566	3,240,858	2,916,772	1,263掛m ²	2,200	2,778,600	85.7%	×
	(土木一般世話人 1.40 人 16,300 22,820/100m ² 当たり) (とび工 7.20 人 15,000 108,000/100m ² 当たり) (普通作業員 1.40 人 10,800 15,120/100m ² 当たり) (単位当たり 1 掛m ² 1,963 1,263*1,963=2,445,168)								
直接工事費 計			4,547,564	4,092,808			4,011,600	88.2%	×
共通仮設費			955,300	859,770			900,000	94.2%	○
現場管理費			1,395,900	1,256,310			1,250,000	89.5%	×
一般管理費			893,900	804,510			800,500	89.6%	×
工事価格			7,792,664	7,013,398			6,962,100	89.3%	×
消費税(8%)			623,413	561,072			556,968	89.3%	
合 計			8,416,077	7,574,469			7,519,068	89.3%	×